

共同経営・統合新病院整備に係る 有識者会議（第1回）

令和5年10月31日

これまでの経緯

(1) 県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会の提言(R3.12月)

持続可能な医療提供体制を構築していくためには、医療資源の重複投資や施設の課題が解消され、医療従事者の集積、集約化などにより診療機能の向上も期待される**「共同経営の上、統合病院を新築整備することが最も望ましい」**

(2) 知事と青森市長による基本方針の表明(R4.2月)

- 協議会からの提言を踏まえて、県と市が協議し、**「県立中央病院と青森市民病院のあり方について、青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」**との基本方針を表明

(3) 検討体制の構築

- 県と市の関係部局長等で構成する**「共同経営・統合新病院整備調整会議」**の設置(R4.7月)
- **「青森県病院局・青森市民病院事務局合同検討チーム」**の設置(R4.4月)

(4) 共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の策定(R4.8月)

- 共同経営・統合新病院整備に係る**基本的事項(9項目)について、県議会・市議会における報告・議論を経てとりまとめ**
- 共同経営・統合新病院整備に係る**基本構想・計画を令和5年度中を目途に策定することを表明**

(5) 知事と市長会談(R5.9月)

- 原則として県と市の共同経営による統合新病院を整備する方針を維持する
- オープンな場で検討を進めるため、「共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議」を開催する
- 整備場所や公共交通については青森市で主体的に議論する
- 新病院整備については病院だけでなく関係部局と一体的に検討を進める
- スケジュールの変更など議会への説明が必要な場合には丁寧に説明する

(6) 有識者会議の開催等

- 基本構想・計画の策定に当たって、新病院の医療機能などについて助言等をいただく**有識者会議の開催**(第1回会議：R5.10月)
- 市が主体的に検討を行う整備場所や公共交通などについて都市計画(まちづくり)等の観点から意見等をいただく**「(仮称)青森市統合新病院整備場所等検討会議」開催**(第1回会議：R5.11月開催予定)

共同経営・統合新病院整備に係る検討体制

意思決定(知事・市長)

構想・計画案提出



指示等

青森県・青森市の共同設置

共同経営・統合新病院整備調整会議

構想・計画案の調整・とりまとめを行う。

《構成員》

青森県: 病院事業管理者、病院局長、県立中央病院長、健康福祉部長、県土整備部長、危機管理局長、その他の部局長

青森市: 青森市民病院長、青森市民病院事務局長、保健部長、都市整備部長、総務部長、その他の部局長

検討事項等提示



助言等



共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議

構想・計画案に係る各種事項について、有識者等から助言等をいただく。

《構成員(コアメンバー)》

- 学識経験者
- 医療関係者等
- 医療を受ける立場の者等

《有識者会議の進め方》

- ・構成員はリモートでの参加可
- ・会議は原則公開(傍聴も認める)
- ・会議終了後に議事要旨を作成し公表

整備場所に関する
検討内容報告



青森市設置

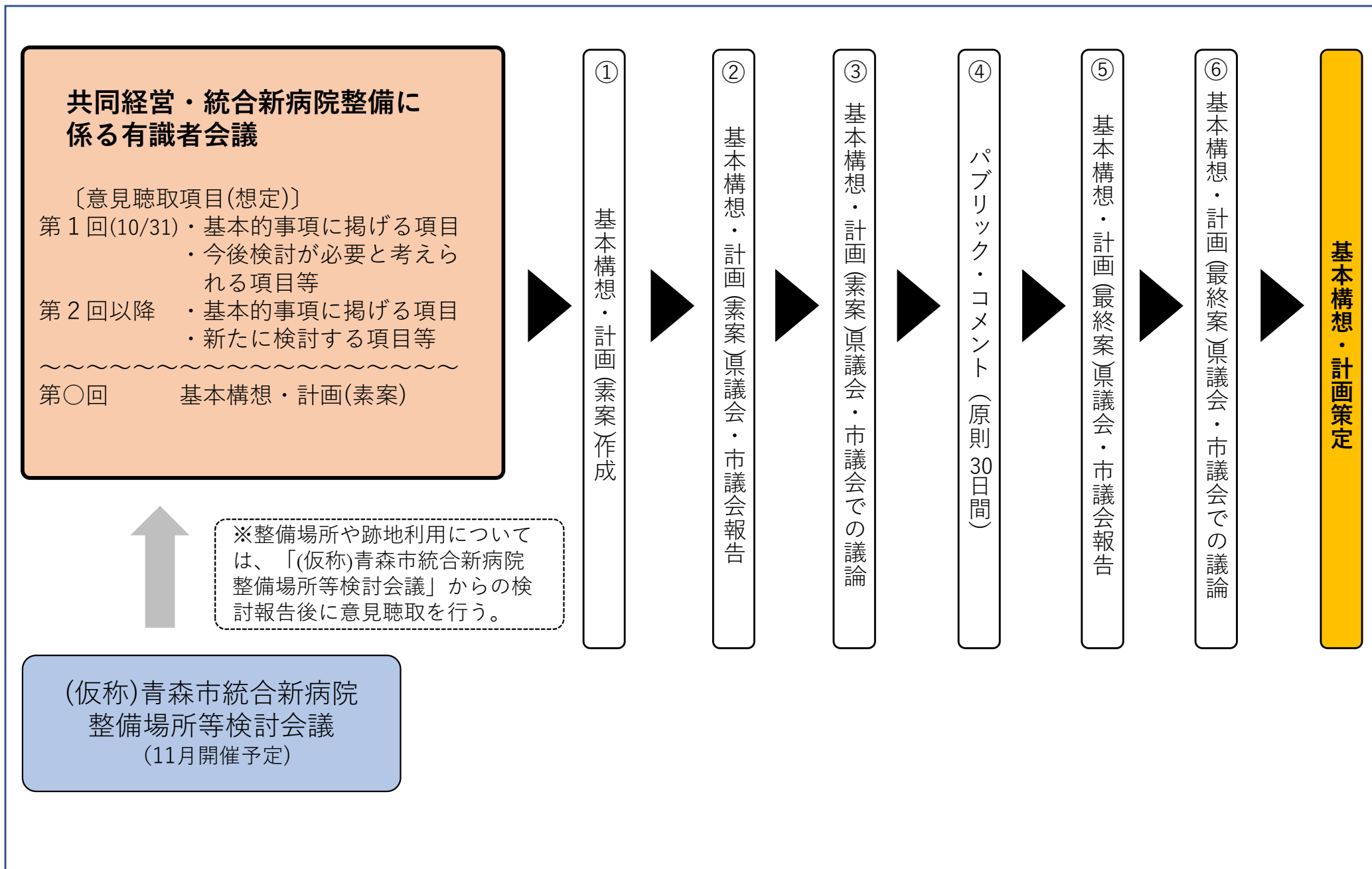
(仮称)青森市統合新病院整備場所等検討会議

市の都市計画・まちづくり等の観点から、新病院整備に望ましい場所について、有識者等から意見等をいただく。

《構成員(案)》

- まちづくりに関する学識経験者
- 医療関係者

新病院の基本構想・計画策定の進め方



共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項

令和4年8月、共同経営・統合新病院について具体的な検討を進めていくに当たり、県と市において整理、確認しておくべき事項を「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項」としてとりまとめた。

項目	内容	留意事項等
(1) 新病院の方向性・コンセプト	新病院は、「青森地域保健医療圏における中核病院」、「県全域を対象とした高度、専門、政策医療の拠点病院」としての役割を継承するとともに、医療機能・サービスの更なる充実、地域の医療機関等への支援、医療従事者の人材確保・育成などにより、安全で質の高い医療を提供する。	
(2) 経営形態	自律的・弾力的かつ着実な運営が期待される 企業団又は地方独立行政法人(非公務員型) のいずれかを基本とする。	※職員団体等の意見も踏まえ決定。
(3) 病床規模	① 一般病床数については、新病院の整備時期を見据え、 両病院の患者見込数や適切な病床利用率等を基に設定 する。(現時点での推計:800~900床) ② ①に加え、 感染症病床や精神・身体合併症患者対応病床等 の一般病床以外の病床について、必要病床数等を検討の上、設定する。	
(4) 整備場所	次の観点やドクターヘリの運航、医療従事者の通勤確保等を考慮し、 候補地を選定 する。 ① 医療の高度化や療養環境の充実など、整備に必要な面積の確保 ② 大規模災害発生時においても、診療に重大な支障を来さない ③ 工期短縮・費用節減の観点から、既存建物がなく、確保が容易な土地 ④ 医療圏域内外の救急患者の搬送、患者の通院アクセスに適している	○検討対象地 ① 旧県立青森商業高校及び県立中央病院敷地(約10.8万㎡) ② 青森県総合運動公園(約10万㎡) (※野球場部分を除く。) ③ 青い森セントラルパーク(約7.4万㎡) 《参考》 県立中央病院(約5.5万㎡) 青森市民病院(約1.9万㎡)

共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項

項目	内容	留意事項等
(5) 救急医療体制	地域における二次、三次救急の中核的な医療機関として、専門スタッフの増員を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、救急医療提供体制を強化する。	
(6) 新興感染症対策	新型コロナウイルス感染症における対応や、国の新興感染症対策に係る今後の方針等を踏まえつつ、新興感染症対策の中核的な病院として、感染拡大時を想定し、転用スペース等を含めた感染症対応病床の増強、対応設備等の整備及び専門スタッフ等のマンパワーの確保など、機能・体制を充実・強化する。	
(7) 地域の医療機関との連携推進	適切な転院調整ができるよう地域医療連携推進法人の設立なども視野に入れ、転院患者の受入先確保のため、回復期機能を有する医療機関等との連携体制を構築する。	
(8) 地域医療支援	県立・市立病院としての役割・責務を引き継ぎ、青森地域保健医療圏はもとより、県全域の地域医療を積極的に支援する。	
(9) 整備・運営費負担割合	新病院が両病院の役割・機能等を引き継ぐこととしていることを踏まえ、適切な負担割合を設定する。	

今後検討が必要と考えられる項目等

・開院時期	・地域医療構想を踏まえた病床機能・病床数
・県内の地域医療を支える仕組み	

- 【(仮称)青森市統合新病院整備場所等検討会議】からの検討結果を踏まえて検討する項目】

・まちづくりの観点も踏まえた整備場所	・まちづくりの観点も踏まえた病院の跡地利用
--------------------	-----------------------